

の手続を行う。

(5) 契約の締結 契約担当役は申込の誘引手続を行い、その結果である公開競争契約、指名競争契約、公正協議による契約または随意契約という、それぞれの契約締結の方法の定めるところによって、契約の相手方とする者を決定したとき（以下この者を契約予定者という）は、契約価格と決定した価格および申込の誘引手続に示した契約条項によって契約書案2通を作成し契約予定者の確認を受けるために、これを契約予定者に交付する。

契約予定者が契約書案2通の内容を確認してなつ印の上、契約担当役に返還してきたときは、契約担当役は契約書案2通に自己の公印をなつ印して正規の契約書とし、契約締結の証拠書類として、その中の1通を自己の手許に保管するとともに、他の1通を契約の相手方に交付し、契約締結の手続は完了する。

(6) 契約の締結通知 契約締結の手続が完了したときは、契約担当役は、契約書の写しを作成して、準備計画者、当該物品の受入を担当する物品出納役（この場合は物品出納役の所属する物品出納長または分任出納長を経由する）および当該物品の給付完了の検査を担当する検査員（この場合は検査員の所属長を経由する）に、契約の締結通知としてそれぞれ送付する。なお契約に監督付または監督員の完成検査付の約定をしたときは契約担当役は当該事項を担当する監督員（この場合は監督員の所属長を経由する）に対しても契約書の写しを送付する。

(7) 契約の履行 契約の成立によって契約担当役はつぎに述べるように、売買契約の場合にあっては売主から目的物の引渡しをさせ、製作請負契約の場合にあっては、目的物の製作を完成させるとともに、引渡しをさせる権利を行使し、目的物の引渡しを受けたときは、約定した時期までに代金の支払をする。

ア 製作請負契約の場合であって、国鉄が請負者に対して製作材料の全部または一部を交付することを約定したときは、契約担当役は約定した交付材料の引渡場所を管理する地方資材部長または資材事務所長をして、約定した引取期日までに、請負者が交付材料の引取りをすることができるように引渡の準備をさせ、交付材料の引渡準備が完了したときは交付材料引渡通知書をもって請負者に引渡の通知をさせる。この場合に請負者が約定した引取期日までに交付材料の引取りをしなくとも、引取遅滞の事由が請負者の責にもとづかない場合を除いて、請負者が引取期日までに引取りをしたものとして、契約担当役は目的物の受渡時期の延期を認めることはない。なお契約担当役は交付材料が瑕疵（かし）または使用上不適当であることを認めたときは、国鉄の経費負担において材料の交換をし、請負者が保管中に交付材料を亡失またはき損をしたときは、その事由が国鉄の責にもとづくものでないかぎり、請負者に対してその損害の賠償を求める。ただし契約担当役は、請負者の保管中における交付材料の亡失またはき損の事由が、天災事変そのほか通例予測できないものであって、かつその損害が重大なものであると認めるときは、その損害の全部または一部を負担する。

イ 製作期間が長期にわたるもの、または比較的長期間にわたって継続的に供給させる必要のあるものであって、国会における予算の議決がないうちに調達手続を開始する必要があるために、停止条件付契約をした場合で、条件が成就したとき（予算が成立したとき）は、契約担当役は契約の相手方に対して、書面により契約の効力の発生を通知する。また比較的長期間にわたって継続的に供給させる必要のあるものであって、かつ契約期間内における具体的な受渡時期および受渡数量をあらかじめ確定しがたいものであるために、不確定期限付契約をした場

合、またはある作業の計画上的必要性は推定されるが、具体的には作業の実施状況によって品質・形状・数量および所要時期が確定するものであって、かつ市販品の性質のものであるために予約契約をした場合で、所要の内容が具体化したときは、契約担当役は、契約の相手方に対して必要のつど、出荷指図書もしくは納入指定書という様式により契約の確定を通知する。

ウ 製作請負契約の場合で、国鉄における工事計画の都合により、約定した規格・仕様書・図面等の内容を変更し、または製作の中止もしくは契約の解除をする必要が生じたときは、契約担当役は請負者に対してこの旨を通知する。この場合で約定した内容を変更することによって請負代金の変更を伴うときは、契約担当役は請負者と協議して適正な請負代金を決定し、製作の中止または契約の解除によって請負者に損害を与えたときは、契約担当役は請負者と協議して損害の実費を補償する。

エ 売買契約または製作請負契約の内容が特許権・実用新案権・意匠権等第三者の権利の侵害となる事実が発生したときは、契約担当役が第三者の権利を侵害する事実を契約の当初から意識している場合を除いて、契約担当役は契約の相手方に対して、権利の侵害に伴ない発生する問題の解決に必要な事項の実施を求める。

オ 売買契約の場合において売主が負担する目的物の引渡義務を第三者に委任するとき、および代金の請求権を第三者に譲渡するとき、また製作請負契約において請負者が負担する請負工事の全部または一部について第三者に下請させるとき、目的物の引渡義務を第三者に委任するとき、および代金の請求権を第三者に譲渡するときは、契約担当役は、契約の相手方をして事前に申請の手続をさせ、受任者の資産・信用・技術・経験・設備等の状況、委任事項の適否、委任または譲渡に付随して発生する関係の契約におよぼす影響等を審査し、申請事項の許可または契約の解除（解約を含む、以下同じ）の手続を行う。

カ 契約の相手方が債務の全部または一部について、約定した契約の有効期間内もしくは受渡時期までに、履行不能あるいは履行遅滞となる事実が発生したときは、契約担当役は契約の相手方をしてただちにその事由および契約におよぼす影響等について詳細に記載した届出をさせ、履行不能または履行遅滞となる事由が契約の相手方の責にもとづくものであるか、または天災事変その他の通例予測することができないものであって、契約当事者双方の責にもとづかないものであるか、あるいは履行遅滞となる結果が国鉄の事業にいちじるしい支障をきたすものであるかを審査し、これらの審査の結果にもとづいてつぎの手続を行う。

(ア) 履行不能に対しては契約の解除を行い、その事由が契約の相手方の責にもとづくものであるときは違約金を取得し、その事由が国鉄の責にもとづくものであって、これによって契約の相手方に損害を与えたときは実費の限度において補償し、その事由が契約当事者双方の責にもとづかないものであるときは、違約金の取得をしないが契約の相手方の損害に対しても補償を行わない。

(イ) 履行遅滞となる結果が国鉄の事業にいちじるしい支障を与えないものと認められるときは、その事由が契約の相手方の責にもとづくものであるときは、履行遅滞の承認をするとともに遅滞日数に応じて延滞償金を取得し、その事由が国鉄の責にもとづくとき、または契約当事者双方の責にもとづかないものであるときは履行期の延期を行う。

(ウ) 履行遅滞となる結果が国鉄の事業にいちじるしい支障を与えるものと認めるときは契約の解除を行う。この結果に付随